

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)  
自民党兵庫  
(五島 壮一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・ <u>研修費</u> ・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
4	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである  R5.1~3月分 15,000円は 3-9 で充当済み。  4月分は、議員任期が 4月29日までの ため、 $5,000円 \times \frac{29日}{30日} = 4,833円$ を  充当する。	共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明 別添活動報告書のとおり、全て政務活動にかかるものであるため
		備考 【繰越分】播磨政経懇話会 会費(R5.4) (4/1 ~ 4/29)

(添付様式7)

# 活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名

五島 壮一郎

活動名	播磨政経懇話会 会費 (R5/4 月分)			
活動概要	<p>○会の活動内容 月例会 (専門家 (政治・経済・国際・文化・防災など) による講演)。 企業や自治体、各種業界団体の会員との情報交換。</p> <p>すべて政務活動に係るものであるため、案分率 100%とする。</p>			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	会費	4,833	4	令和5年4月分 (4/1 ~ 4/29)
		合計	4,833	
備考	*添付書類:			

\*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。  
\*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果⑧広報誌発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

領収書等添付様式【共通】

(令和5年1月分)

(自民党兵庫)

(五島 壮一郎)

(参考)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・ <u>研修費</u> ・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
9	<p>本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである</p> <p>5--1-18 振込                    *30,000 P ハリマセ竹田コノカ</p>	<p>共通案分率                    %</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> <p>別添活動報告書のとおり、全て政務活動にかかるものであるため</p>
		<p>備考</p> <p>・*6月中3月分と充当</p>

ゴトウヨウイサマの振込内容は以下のとおりです。

受付番号：P振0118837437

2023年1月18日 11:47

## 振込内容

振込先

受取人名

出金口座

振込依頼人

電話番号

合計引落金額

振込金額

手数料

振込依頼日  
(資金引落日)

振込指定日

ヒヨウゴケンギカイインゴトウヨウイサマ

0792395841

30,000円

30,000円

0円

2023年1月18日(水)

2023年1月18日(水)

2023年1月吉日

会 員 各 位

播磨政経懇話会事務局

## 会費納入のお願い

謹啓

時下ますますご清栄のことと存じます。平素より播磨政経懇話会の運営には、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

会費の件でございますが、請求書を送付いたします。よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

なお、お支払いは、請求書に記載いたしました銀行あてにお振り込みをお願いいたします。

また、領収書は銀行から発行される振込金受領書が代わりとなり、当会は発行いたしません。必要の折はご連絡いただきますようお願い申し上げます。

謹白

播 磨 政 経 懇 話 会

〒670-0964 姫路市豊沢町78 神戸新聞姫路本社内

TEL 079-281-1122 / FAX 079-281-2118

# 請 求 書

2023 年 1 月 10 日

兵庫県議会  
議員  
五島 壮一郎 様

播磨広域連合事務局  
姫路市豊栄町38  
神戸新廣田路本社内  
電話 (079) 281-1122

下記の通りご請求申し上げます

御請求金額 30,000 円

内 訳	金 額	概 要
会 費	30,000	
(令和5年1月～令和5年6月)		
合 計	30,000	

会費は、2 カ月以内に下記にお振り込みをお願い致します。  
甚だ勝手ですが、送金手数料は貴社にてご負担をお願い申し上げます。

事務局 世話人

(添付様式7)

# 活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	五島 壮一郎
-----	--------

活動名	播磨政経懇話会 会費 (R5/1月～R5/3月分)			
活動概要	<p>○会の活動内容 月例会(専門家(政治・経済・国際・文化・防災など)による講演)。 企業や自治体、各種業界団体の会員との情報交換。</p> <p>すべて政務活動に係るものであるため、案分率100%とする。</p>			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	会費	15,000	9	令和5年1月～令和5年3月分
		合計	15,000	
備考	*添付書類:			

\*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。  
\*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果⑧広報誌発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)  
自民党兵庫  
(五島 壮一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <b>事務費</b> ・人件費	
5	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
	23-04-06 経 4,182 SMBC ファイルム	案分率
		備考 複合機カウンター料 (2/1~2/28)

請 求 書

発行日：2023年03月02日  
請求番号：830301-0088920

五島壮一郎事務所

様

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン



今回ご請求額 4,182円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。  
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、都県名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号：3307811153 電話：0120-069-840

お支払約束日	2023年04月06日
お支払方法	口座振替(SMBCファイナンス)
金融機関名	
本・支店名	
預金種目/口座番号	
指定口座名	上記、お支払約束日に口座より引落しさせていただきます。

料 金 項 目 / 品 名	期 間 / 送 品 N O	枚 数 / 数 量	単 価	小 計 (円)	合 計 (円)
1 トータルサービス料金	2023/02/01-2023/02/28				5802
2 黒モード	1カウント以上	965	1.50	1447	
3 フルカラー	1カウント以上	157	15.00	2355	
4 ご使用合計		1122			
5					
6 【代金/料金合計】					5802
7 【消費税および地方消費税(10%)】					380
8 【今回ご請求額】					4182
9					
10 ※ご利用機種/機械番号 DocuCentre-VI C2264 CPFS-4T 238497					
11 (今回) (前回) (テスト) (ミス) 2023/02/01-2023/02/28					
12 1 (63922) (62947) (0) (10) 設置先 五島壮一郎事務所					
13 2 ( ) ( ) ( ) ( )					
14 3 (14946) (14787) (0) (2) 部門名 営業					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					



領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

自民党兵庫

(五島 壮一郎)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
6	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである	案分率
		共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明 別添活動報告書のとおり、全て政務活動にかかるものであるため
		備考
		登庁旅費(4月請求分)

## 2023年4月10日のご利用代金明細表

2023年3月25日 発行

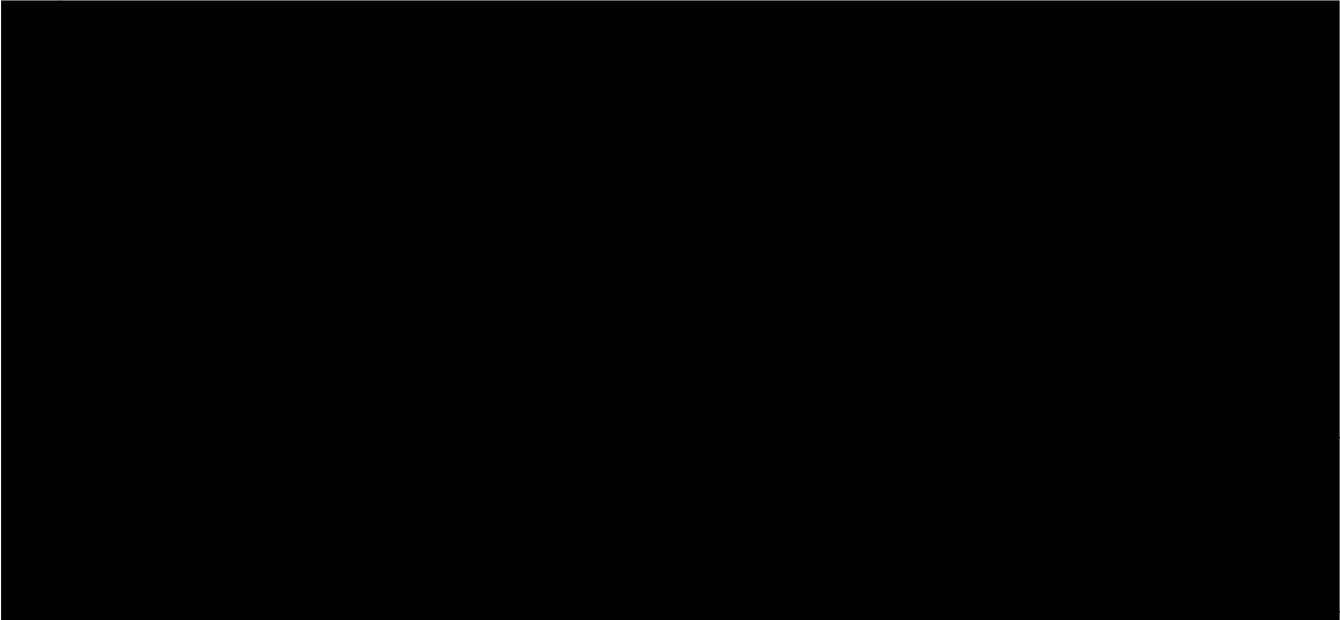
お名前	五島 壮一郎 様	金融機関	[Redacted]
お支払い日	2023年4月10日 (月)	支店	
お支払い合計額	[Redacted]	科目	
カード番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	2020年5月12日	口座番号	

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

1回払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由にお支払いを止めることができる場合があります。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
五島 壮一郎 様	ご利用分 [Redacted] (dカード)									
23/02/06	E T C 関西支社	480	1	1	480	自明石西	至須磨 (合併)			普通車
23/02/06	E T C 関西支社	480	1	1	480	自須磨本線	至明石西			普通車
23/02/06	E T C 阪神高速道路 大阪管理部	450	1	1	450	自柳原西行	至神戸本線出			普通車
23/02/06	E T C 阪神高速道路 大阪管理部	450	1	1	450	自須磨	至柳原東出			普通車



ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
<お支払い金額総合計>										

株式会社NTTドコモ  
 東京都千代田区永田町2丁目 11番1号  
 登録番号 関東財務局長第01421号

お問い合わせ先 お手元にカードをご用意の上、お手続きください。  
 dカードセンター 0120-300-360 (午前10:00～午後8:00年中無休※)  
 ※ ただし、午後6:00～午後8:00については、一部受付できない業務があります。  
 クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)  
 携帯電話に関するお問い合わせ 0120-800-000 (午前9:00～午後8:00年中無休)  
 ホームページ <https://d-card.jp/>



領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

自民党兵庫

(五島 壮一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
7	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである	共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明 全て政務活動に係る記事であるため
		兵庫ジャーナル 購読料 (R5.1月～3月) 備考

2023年4月14日

領 収 書

五島 壮一郎 様

¥ 8,400-

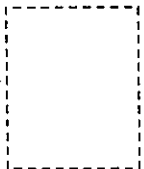
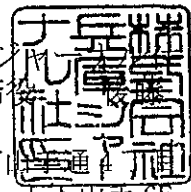
但し 兵庫ジャーナル購読料R5年1月～3月分として

上記金額正に領収いたしました。

内


消費税等	
現金	
小切手	

株式会社兵庫ジャーナル  
 代表取締役 藤原 富雄  
 〒650-0011  
 神戸市中央区下川町1-15-13  
 ファインコート下山手6F  
 TEL078-333-7560 FAX078-333-7563



領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)  
自民党兵庫  
(五島 壮一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費 <b>○</b> 研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 <b>×</b> 事務費・人件費	
8	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである   系内品書 (領収書)  いつもご利用ありがとうございます。  平野石油株式会社 セルフステージニュー姫路SS 兵庫県姫路市延末467-6 TEL:079-286-8838 SS-51405  2023年04月17日 15:46 伝票No.4474 通番1726  [Redacted] 様 お買上 VISA  0200 レギュラー P11 ¥6916 数量 44.91(L) 単価 @154  <hr/> <b>合計 ¥6,916</b> (内消費税10%(対象 ¥6916) ¥629) 承認No.0000885252 処理通番 16138 端末番号:658530000000 IC サイクル ATC:0050 カードシケス番号:01 APL:VISA CREDIT AID:A0000000031010 2689-2692 04 2023/04/17 レシートを折りたたんで保管の際は 印字面が内側になる様をお願いします	共通案分率 25% それ以外の案分 % 案分の説明  ガソリン代  備考
		案分率

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

自民党兵庫

(五島 壮一郎)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <span style="border: 1px solid black;">事務所費</span> ・事務費・人件費	
9	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである  53,878 △10,571 (対象外経費) <hr/> 43,307 × 50% = 21,653円を 充当する。	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
		事務所プレハブリース代(3/1~3/31)

ゴトウソウイチノサマの振込内容は以下のとおりです。

受付番号：P振0424529981

2023年4月24日 10:14

## 振込内容

振込先

受取人名

マルイチ(カ)

出金口座

振込依頼人

ゴトウソウイチノサマ

電話番号

0792395841

合計引落金額

53,878円

振込金額

53,878円

手数料

0円

振込依頼日  
(資金引落日)

2023年4月24日(月)

振込指定日

2023年4月24日(月)





# 請求明細書



現場名(1001)事務所<リース>

御中

23年 03月 31日締

営業本部

TEL 079-266-1001

FAX 079-266-2994

品名	月日	伝票No.	納品数	戻り数	残数	期間			使用料・その他		基本料		備考	
						(自)	(至)	日数	計算数	単価	金額	単価		金額
ユニットハウス403本体	2/28		1(5)			3/01	3/31	31	5	210	32550			
*次月繰越*					5									
ハウス用底1800	2/28		1(3)			3/01	3/31	31	3	30	2790			
*次月繰越*					3									
キッチンユニット(富)	2/28		1(1)			3/01	3/31	31	1	130	4030			
*次月繰越*					1									
ハウス用カギ	2/28		1(6)			3/01	3/31	31	6					
*次月繰越*					6									
[Redacted Section]														
*次月繰越*					1									

- 【区分】 1:繰越 5:使用不能 9:通賃・作業  
 2:納品 6:減失 10:その他  
 3:返納 7:買取 11~14:住宅足場  
 4:修理 8:販売 16:工賃

長	営業担当	係

	使用料	基本料	運搬手数料	販売その他	計
小計	48,980				48,980
当月請求額	48,980				48,980

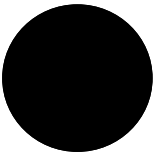
【伝票No】 N: 納品伝票  
 H: 返納伝票

弊社使用欄

C018552-1001230331 -H1MEH3432021021230329  
 30 2 30

1 CLPHIH08 01188  
 01188

# 貸借基本契約書



## 賃貸借（レンタル）基本契約書

賃借人を甲、賃貸人を乙とし、建設用仮設資材等（以下「仮設材」という）の賃貸借（レンタル）に関し、賃貸借基本契約（以下「本契約」）を締結するものとする。本契約の締結の証として、本契約書を2通作成し、記名・捺印の上、各自1通ずつ所持するものとする。

### 第1条（目的）

乙は、その所有する仮設材を甲の発注に基づき継続的に甲に貸し渡し、甲はこれを借り受けるものとする。その場合の基本契約事項について、下記の条件によることを合意した。

### 第2条（本契約と個別契約への適用）

本契約は、契約成立期間中、甲乙の間に締結される一切の個別契約に適用されるものとする。個別契約は、本契約に優先し個別契約に記載のない事項については、本契約の定めるところによる。

### 第3条（個別契約）

- (1) 本契約に基づき、甲は乙と仮設材の種類・規格・設置場所・使用期間・引渡日・使用料・基本料・修理費・滅失料・運搬費・支払条件・その他の条件について取決めの上、賃貸借契約を申込みものとする。
- (2) 個々の賃貸借契約は甲が前項にしたがって申込み（口頭による場合を含む）、乙の責任者またはその代理人がそれを承諾することによって成立する（以下「個別契約」という。）  
但し、甲の工事現場責任者またはその代理人による申込みによっても成立する。

### 第4条（保証金）

- (1) 甲は本契約の締結と同時に乙の要求があれば、その申し出る額の保証金を現金またはこれに代わるもので乙に支払うものとする。この保証金は、本契約及び個別契約上の乙に対する債務の履行の担保とし、無利子にて預かるものとする。
- (2) 乙は本契約及び個別契約が継続中であっても、甲の乙に対する債務不履行がある場合は、いつでも甲に対し何ら催告することなく、この保証金をもって弁済に充当することが出来るものとする。
- (3) 乙は、本契約ないし個別契約が終了したとき、甲の申し出に従い保証金の換算をおこない、残額を甲に返還するものとする。

### 第5条（基本料）

基本料は、乙の指定した場所における積み込み、積降し、検収、安全点検及び一般整備などに要する費用を言い、賃貸借期間の長短及び使用の有無に係わらず、仮設材全品を対象とするものとする。乙は甲に対し、原則として仮設材の納入時に基本料を一括請求し、甲は乙に対し基本料を支払うものとする。

## 第6条 (賃貸借期間)

- (1) 賃貸借期間は、原則として仮設材を乙の指定場所から出荷した日より、乙の指定場所へ返還した日までとする。賃貸借期間は、最低限30日以上とし、30日未満の賃貸借期間であっても30日と見なして使用料等の計算を行うものとする。
- (2) 甲及び乙は、合意の上、賃貸借期間を延長することができる。甲及び乙の合意により賃貸借期間が延長された場合は、特段の合意の無い限り、甲は乙に対し、個別契約の定めるところに従い、使用料等を支払うものとする。

## 第7条 (支払方法)

賃貸料の支払方法は、別途甲乙が個別契約する単価によって、毎月 末 日締切にて乙が請求書を発行し、甲はこれを翌月 末日にて現金にて乙に支払うものとする。

## 第8条 (引渡及び返還)

- (1) 乙から甲への仮設材の引渡及び返還は、原則として乙の指定場所においておこなうものとする。
- (2) 甲は、前項の引渡を受けたときは、速やかに仮設材の数量・規格等を検収し、使用前に仮設材に瑕疵が無い事を確認するものとする。万が一、仮設材に数量・規格等に不適合があった場合は、直ちに乙に通知しなければならない。通知のない場合は、適格な仮設材が引き渡されたものとみなし、乙は取替、損害賠償等の責任を負わないものとする。

## 第9条 (使用方法)

甲は、善良なる管理者の注意をもって仮設材を保管し、関連法令を守り、本来の用法に従い、適切な使用基準に基づき使用しなければならない。

甲は、仮設材の管理上もしくは使用に起因する一切の人的又は物的損害に対し、責任を負うものとする。

## 第10条 (立入・報告)

- (1) 乙は、いつでも甲の仮設材の設置・使用現場ないし保管場所に立入をおこない、仮設材を点検することができる。
- (2) 乙は甲に対し、いつでも仮設材の設置・使用状況ないし保管状況につき、報告を求める事が出来る。
- (3) 甲は、第三者が仮設材に対し、仮差押え、差押え、仮処分をおこなったり、権利を主張したときは、直ちに乙にその旨を報告するとともに、第三者や執行官等に対し仮設材が乙の所有する物であることを説明し、仮設材の保全に努めなければならない。

## 第11条 (損害賠償)

- (1) 甲は、原因の如何、過失の有無を問わず、仮設材を破損したり、あるいは紛失したりして、乙に返還できないときは、個別契約に定める滅失料相当額を支払わなければならない。代替品の返還はこれを認めない。

- (2) 甲が仮設材に修復不可能な損壊を与えたときは、個別契約に定める修理費相当額を支払わなければならない。
- (3) 甲は賃貸料その他本件契約に基づく金銭債務に不履行があったときは、弁済すべき金額に対し、支払期日の翌日から弁済日まで、年15%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

#### 第12条 (通知義務)

甲乙は次の各号のいずれかに該当した場合には、その旨を相手方に通知するものとする。

- 1、甲は仮設材について盗難・滅失あるいは毀損などが生じたとき。
- 2、住所・代表者を変更したとき。
- 3、事業の内容に重要な変更があったとき。
- 4、物件につき、他から強制執行、その他法律的・事実に侵害があったとき。

#### 第13条 (禁止事項)

甲は、乙の書面による事前の承諾のない限り、次の各号に定める行為をすることが出来ないものとする。

- 1、個別契約の定める機材の保管・使用場所を変更すること。
- 2、物理的な変更を加えたり、機能や品質を変化させる行為を行うこと。
- 3、仮設材を本来の用途以外に使用すること。
- 4、個別契約に基づく賃借権を、他に譲渡し、第三者に転貸すること。
- 5、仮設材について、質権・抵当権、譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること。

#### 第14条 (契約解除)

甲が、次の各号の一つに該当した時は、乙に何ら催告する事なく、本契約を解除する事ができる。

- 1、甲が使用料等の支払いを怠ったとき。
- 2、甲が、本契約及び個別契約のいずれかの条項に違反したとき。
- 3、甲が、差押・仮差押・仮処分・競売・租税の滞納処分・その他公的な処分を受けたり、会社整理・会社更生・破産・民事再生の申立を自ら行いあるいは申し立てされたとき。
- 4、甲が監督官庁より営業停止、又は、営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。

#### 第15条 (契約解除時の処置)

- (1) 前条により本契約ないし個別契約が解除されたときは、当然に甲は期限の利益を失い、甲は乙に対する債務を一括弁済しなければならないものとし、弁済期日の如何を問わず、乙は甲に対する債務と甲の乙に対する債務を相殺することが出来るものとする。
- (2) 乙は甲に貸し渡した仮設材を甲の保管場所ないし設置・使用場所から回収することが出来、その引取に要した費用は、甲が負担するものとする。

第16条 (契約期間)

本契約の有効期限は、平成27年 7月 30日から1年とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれかより解約の意思表示のない限り、本契約は自動的に1か年継続されるものとし、以後も同様とする。

第17条 (管轄裁判所)

本契約及び個別契約について甲乙の間で紛争が生じたときは、神戸地方裁判所姫路支部を管轄する裁判所とする。

第18条 (その他)

本契約に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

平成27年 7月 30日

(甲) 〒671-1111  
姫路市広畑区北河原町18-1

ごとう そういち だう  
五島壮一郎

(乙)

姫路市青山三丁目10番7号  
マルイ株式会社  
代表取締役







# リース契約お申込みの内容

赤印はお客様です。  黄色枠内は売主記入欄です。

お申込日 2020年 1月 22日

※この申込書の裏面がお申込み内容となります。両面ともよくお読みのうえ、太枠内にボールペンで強くご記入ください。

会社住所 〒671-1111 姫路市広畑区北河原町14-1

フリガナ コトウ リンケイ シムシヨ 274114107

会社名 (商号) 五島 社 代表者名 五島 社 代表者名 五島 社 代表者名 五島 社

会社 TEL 079-239-5881 従業員数 3人

営業内容 兵庫県政

設立 (西暦) 大・中・平 月 年 百万円

資本金等 1. 上場 2. 非上場 百万円

生年月日 大・中・平 月 年 日

自宅 TEL 079-239-5839

2・3枚目をご複製のうえご捺印ください。

ご住所 〒フリガナ

氏名 フリガナ

2・3枚目をご複製のうえご捺印ください。

私は「個人情報の取扱いに関する同意事項」を確認のうえ、連帯保証人になります。

1. 代表者 2. 役員 3. その他 ( ) 居住年数 年

1. 自己所有 (ご家族所有) 2. その他 ( )

生年月日 大・中・平 月 年 日

自宅 TEL

2・3枚目をご複製のうえご捺印ください。

私は「個人情報の取扱いに関する同意事項」を確認のうえ、連帯保証人になります。

ご住所 〒フリガナ

氏名 フリガナ

2・3枚目をご複製のうえご捺印ください。

私は「個人情報の取扱いに関する同意事項」を確認のうえ、連帯保証人になります。

1. 代表者 2. 役員 3. その他 ( ) 居住年数 年

1. 自己所有 (ご家族所有) 2. その他 ( )

生年月日 大・中・平 月 年 日

自宅 TEL

2・3枚目をご複製のうえご捺印ください。

私は「個人情報の取扱いに関する同意事項」を確認のうえ、連帯保証人になります。

フリガナ コトウ リンケイ シムシヨ 274114107

フリガナ 五島 社 代表者名 五島 社 代表者名 五島 社 代表者名 五島 社

電話料金合算請求  お申込人と同じ 連絡先

現金送付をご希望のうえ、ご名義を正しくご記入し、4枚目にご捺印ください。

お客様が申込される会社(買主) NTTファイナンス株式会社  
 本社: 東京都港区南青山1-2-70 品川シーサイドテラス  
 URL: http://www.ntt-finance.co.jp

本契約に関するお問合せ先

リース契約のご案内(契約に関するお問い合わせ先) 記載の電話番号または0120-810-110

物件No. 〒 ( )	TEL - -
物件No. 〒 ( )	TEL - -

リース物件	メーカー名・商品名・型式	数量
①	ゼロックス DocuCentre-Vt C2264	1
②		
③		
④		
⑤		

**お申込み上のご注意**

- 中途解約はできません。やむを得ない場合は、リース物件の返還と下記の解約金相当額のお支払いが必要となります。
- NTTファイナンス側に無断でリース物件の処分をすることはできません。
- リース期間の満了にあたっては、下記再リース料により再リース(物件の継続使用)していただくか、お客様費用負担によりリース物件を返還していただきます。

リース料の初回お支払日 20 年 月 日

初回お支払リース料 初回のお支払いのみ2ヶ月分となります。

お支払予定送付先 1. 申込者住所 2. 物件設置場所

月額リース料 ※1回あたり消費税込	71,820.00	リース期間 60ヶ月	月額リース料 × リース期間
再リース料(年間)	年間リース料 × 1/10(年間一括前払い)	解約金	総リース料 - 支払済リース料

※1 月額リース料または再リース料に消費税を付随未課  
 ※2 累計した金額(円未満切り捨て)を月額リース料・再リース料と合算して請求させていただきます。

※お申込日: リース契約お申込みの内容(お客様控)裏面記載の契約条件に定める物件の種別日  
 ※お申込人(お客様)が営業用として使用するためにお申込みいただく場合は、クーリングオフは適用されません。  
 ※お客様の料金サービスのご利用状況により、ご請求日が変更となる場合がございます。

**お客様へのお願い**

- 契約成立後はこの書面が契約の内容を明らかにした書面となります。なお、契約番号、契約日、開始日、初回お支払日等は後日送付する「お支払予定表」にてご確認ください。
- 3枚目が「物件借受書」になっておりますので、お客様が自署のうえ捺印をお願いいたします。なお、契約日、工事予定日、借受日は未記入とし、後日売主・売主代理店、またはNTTファイナンス側が確認し、記入いたします。

万一物件の故障・事故発生の場合は 下記売主または売主代理店までご連絡ください。

住所 〒671-1111 姫路市北今宿1丁目9番13

売主 株式会社 キテレコム株式会社

代表者名 電話番号 電話(079)295-12

主 担当 電話(079)295-12

住所 名称 代表者名 電話番号 担当

# リース契約お申込みのP 7

お申込人(以下借主という。)、表記売主(以下売主という。)、から、借主が引渡しを受ける表記記載のリース物件(以下物件という。)(以下物件という。))について、NTTファイナンス株式会社(以下貸主という。))との間で、表記及び次の条項に基づきリース契約を締結することに同意します。

- 第1条(契約の成立)本契約は、借主の申込みを受けた貸主が所定の手続きにより承諾した日をもって成立するものとします。
- 第2条(リース期間及び中途解約の禁止)1.リース期間は表記記載のとおりとし、第5条に定めるリース期間開始日から起算します。2.借主は、リース契約成立日からリース期間終了日までは本契約を解約しないものとします。
- 第3条(リース料及び支払方法)1.借主は、表記記載のリース料を表記記載の方法により支払います。2.借主は、リース期間中において、事由の如何を問わず、物件を使用しない期間または使用できない期間があったとしても、貸主に対するリース料の支払いを免れません。
- 第4条(電話料金合算請求)借主がリース料の支払方法として電話料金合算請求を選択した場合、借主は、次の事項を承諾するものとします。(1)貸主が表記記載のリース料の請求及び受領を東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社(以下総称してNTT東西という。))または第三者に委託する場合は、リース料を貸主またはNTT東西が請求する電話料金と合算して請求すること、また、リース料の支払期日は貸主またはNTT東西の発する電話料金請求書等に記載された指定日となること。(2)貸主またはNTT東西の請求する電話料金と合算する電話料金請求書等が生じた場合、貸主が別途定める請求方法によりリース料を支払うこと。(3)借主の利用することができない事由が生じた場合、貸主が別途定める請求方法によりリース料を支払うこと。(4)借主の利用する料金サービス等により、電話料金の支払日の変更となった場合、変更後の電話料金請求日とリース料を合算すること。(5)電話料金の支払者が借主本人と異なる場合であっても、借主は本契約に基づく債務を一切免れないこと。(6)電話料金の支払者との間で紛争が生じた場合、借主がこれを引受け、借主の責任と負担においてこれを解決するとともに貸主に生じた一切の損害を賠償すること。
- 第5条(物件の検査)1.借主は、売主から物件の納入・取付を受けた後、直ちに、物件が完全な状態で引き渡されたことを検査します。貸主は借主が予め記名捺印をした物件借受書を借主から受領した後、借主(または借主に代わる親族、従業員等。))に対して電話または面談等の方法により、物件の検査完了の事実確認を行うものとし、事実確認完了後、借主の検査完了日を借受日として物件借受書に記載するものとします。この借受日をもって物件が借主に引渡されたと認められるものとします。2.借主は、物件に瑕疵(隠れた瑕疵を含む。)があった場合もしくは物件の選択または決定に際し借主に錯誤があった場合、売主との間で解決し、借主に代わる親族、従業員等。))に対して電話または面談等の方法により、物件の検査完了の事実確認を行うものとし、事実確認完了後、借主の検査完了日を借受日として物件借受書に記載するものとします。3.借主が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、貸主が催告を要せず通知のみで本契約を解除しても、借主は異議が無いものとします。この場合、借主は、貸主または売主の被った損害を賠償するものとします。
- 第6条(リース物件の表示)貸主は、貸主が物件の所有権を有する旨の標識(以下貸主の所有権標識という。)を物件に貼付することができるものとし、また、借主は貸主から要求があったときは、物件に貸主の所有権標識を貼付します。
- 第7条(物件の保管・使用・保守)借主は、物件の保管及び使用にあたり善良な管理者としての注意義務を負うとともに、次の事項を遵守します。(1)物件が常時正常な使用状態及び十分に稼働する状態を保つよう保守・点検・整備を行うものとし、物件が損傷を受けた場合にはその原因の如何にかかわらず修繕・修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、借主は、貸主からその旨を通知し、貸主が修理・修復を行うものとし、その一切の費用を負担します。この場合、借主は、貸主からその旨を通知し、貸主が修理・修復を行うものとし、その一切の費用を負担します。(2)第三者に対する物件の譲渡・担保差入・新貸・再貸・譲渡等を行う場合は、事前に貸主の書面による承諾を受けたものは除きます。(3)第三者が物件について、権利を主張したり、保全処分や強制執行などにより借主の権利を侵害した場合、またはそのおそれがある場合は、直ちにその旨を貸主に通知するとともに、契約書等を提示し、物件が貸主の所有であることを主張・証明してその排除を努めます。また貸主が行う侵害行為排除のための行為に要する費用を負担し、かつ貸主に協力しその指示に従います。(4)事前に貸主の承諾なくして物件に他の動産を付着させ、または改造、性能・品質等の原状の変更を行わないこととします。(5)前号の事由が生じた場合、貸主の請求があったときは借主は無償でその効果を物件に帰属させることとします。
- 第8条(危険負担)1.物件の返還までに生じた盗難、火災、風水害、地震その他借主貸主いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損等一切の危険は借主が負担します。2.物件が盗難に会いもしくは滅失または修理不能となった場合(貸主の所有権の侵害をきむ。))は、借主は表記記載の解約損害金(以下解約金という。))を直ちに貸主に支払うものとし、この支払いをもって本契約は終了します。ただし、貸主が第9条の保険金を受領したときは、借主は保険金相当額を限度にその支払いを免除されるものとします。3.本契約が物件の借換(グランドアップ)に基づく契約である場合、前項による保険金受領の有無にかかわらず、借主は、借換部分の解約金(以下解約金)を貸主に支払うものとします。
- 第9条(物件の保険)1.貸主は、第2条のリース期間中(第13条に基づく再リース期間中は除く。)、物件について貸主を被保険者とする貸主所定のリース総合保険(地震、電氣的・機械的事故及び保険約款に定める免責事項に該当する事故、PHS対応コードレス電話機の盗難事故及びリース料に旧契約の解約金が含まれる場合のその解約金相当分は不担保。))を付保します。2.物件に保険事故が発生した場合は、借主は直ちにその旨を貸主または売主に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を貸主または売主に提出します。この場合、貸主が保険金を受け取るものとし、借主が損傷した物件の修繕を行い、費用を負担したときは、貸主は受け取った保険金額を限度にこの費用を借主に交付します。
- 第10条(通知事項)1.借主及び連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当するときは、遅滞なく書面をもって貸主に通知するものとします。(1)名称または商号、会社組織、種類、代表者、住所等を変更したとき。(2)補助、保佐もしくは後見開始の審判を受けたとき、または既に受けているとき、あるいは任意後見監督人が選任されたとき、または後見開始の審判を受けたとき、または既に受けているとき、あるいは任意後見監督人が選任されたとき、または既に選任されているとき。(3)前号に基づき通知、届出に取消、変更等が生じたとき。2.本契約に關し貸主または連帯保証人に対して発生した書面であって、表記記載または前項により通知を受けた借主または連帯保証人は、不審または不利益を貸主に主張することはできません。

- 第11条(遅延損害金)借主が本契約に基づく支払いを遅延したときは、借主は支払うべき日の翌日から起算して支払日までの日数に応じて、支払うべき金額に対し、年利14.5%の割合による遅延損害金を貸主に支払います。
- 第12条(契約の解除と解除時の措置)1.借主が次の各号の一つにでも該当したときは、貸主からの通知により借主は本契約に基づく期限の利益を失い、リース料残額全部を直ちに貸主に支払います。(1)リース料の支払いを1回でも怠ったとき。(2)本契約の条項の一つでも違反したとき。(3)手形もしくは小切手の不渡りを1回でも発生させたとき、または他支払いを停止したとき。(4)差押、仮差押、強制執行、競売の申立て、もしくは公租公課の保全差押または滞り処分を受け、または破産、民事再生手続、特別清算、会社更生、特定調停の申立てがあったとき。(5)物件について必要な保全行為をしないとき。(6)事業を廃止または解散し、もしくは官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。(7)本契約以外の貸主に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。(8)第20条第1項各号のいずれかに該当し、または第20条第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき。(9)その他借主の信用状態が著しく悪化し、もしくは、そのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。2.借主が前項各号の一つにでも該当した場合には貸主は催告を要せず通知により本契約を解除することができます。3.前項に基づき貸主が本契約を解除したときは、貸主は借主にリース料残額全部と第11条に定める遅延損害金の即時支払と物件の返還を要求することができます。
- 第13条(再リース)借主は、第2条のリース期間満了後、本契約をさらに1年間更新(再リース)するかまたは、終了するかの選択ができるものとし、本契約を終了するときは、そのリース期間満了の2ヶ月前までに貸主に対し書面にて終了の申し出をするものとします。この申し出がない限り、本契約は表記記載の再リース料をもって、その他は本契約の同一条件(ただし、第9条の保険を除く。))で自動的に再リースされるものとし、借主は貸主からの請求により再リース料を貸主に支払います。ただし、貸主がこの更新をしない旨の意思表示をしたとき、または借主が所定の期限までに再リース料を支払わないときは、本契約は終了し、借主は第14条に従い物件を貸主に返還します。
- 第14条(物件の返還)1.第8条により本契約が終了した場合、もしくは第12条または第13条により物件を返還する場合は、借主は直ちに借主の責任において物件を原状に回復(リース期間中及び再リース期間中に付加したコンピュータデータ等の情報の消去を含む。))し、かつ、貸主の指定する日までに貸主の指定する場所に返還するものとします。なお、これに要する一切の費用は借主が負担するものとします。2.前項にかかわらず物件の返還が遅れた場合、借主は、遅延日数に応じてリース料相当額を損害金として貸主に支払うものとし、引き続き本契約に定められたすべての義務を履行します。
- 第15条(連帯保証人予定者)1.連帯保証人予定者は、借主と連帯して本契約及び第13条による更新後のリース契約に基づく借主の一切の債務を保証し、債務履行の責を負うものとします。2.連帯保証人予定者が本契約による債務の一部を弁済したときは、連帯保証人予定者は貸主の書面による事前の承諾を得たときに限り代位権を行使できます。また、連帯保証人予定者は、貸主がその都合により、他の保証または担保を変更もしくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。
- 第16条(貸主の特権等の譲渡)貸主は、借主の承諾を要しないで金融機関その他の第三者に対して本契約に基づく権利の全部または一部を担保に入れ、または譲渡することができます。
- 第17条(相殺の禁止)借主は、本契約に基づき貸主に對し負担する債務を貸主または貸主の承継人に対する借主の債権をもって相殺しません。
- 第18条(費用負担)1.本契約の締結に関する費用及び本契約に基づく借主の債務履行に關する一切の費用は借主の負担とします。2.固定資産税は貸主が負担します。ただし、リース期間中に固定資産税が増額された場合は、借主はその増額分を貸主の請求によりリース料とは別に貸主に支払います。3.借主は、税法所定の税率によりリース料に対し課される消費税及び地方消費税(以下消費税等という。))を各回リース料に付加して貸主に支払います。4.固定資産税及び消費税等以外に物件の取得、所有、保管、使用及び本契約に基づく取引に課され、または課されることのある公租公課は、名義人の如何にかかわらず借主が負担します。5.借主は、前項により公租公課を貸主が納めることになった場合は、その納付の前後にかかわらず、貸主の請求により直ちにこれをリース料とは別に貸主に支払います。
- 第19条(合意管轄裁判所)借主、貸主及び連帯保証人は、本契約について訴訟の必要が生じた場合は、貸主の本店を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。
- 第20条(反社会的勢力の排除)1.借主及び連帯保証人は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。(1)自らまたは自らの役員(取締役、執行役または監査役)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係のある者(以下これらを個別にまたは総称して暴力団員等という。))であること。(2)自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。(3)自らの行う事業に關し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または暴力団員等の威力を利用して暴力団員等を従事させていると認められること。(4)自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供し、または不当に優先的に扱つたとの疑念を生じていると認められること。(5)本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団員の運営に資するものであること。2.借主及び連帯保証人は、自らまたは第三者を責任に招いた不当な要求行為(3)借主に対する脅迫的言辭または暴力的行為(4)風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、貸主の信用を毀損し、または貸主の業務を妨害する行為(5)その他前各号に準ずる行為(3)第1項または第2項に違反する事実が判明したときは、借主は、その旨を直ちに書面にて貸主に通知するものとします。

〒571-1111  
 兵庫県姫路市広畑区北河原町  
 1B-1

作成日 2020/02/14  
 ページ 1/2

五島 社一郎 (五島社一郎事務所) 様

(郵便物運付先)  
 〒541-0046  
 大阪府大阪市中央区平野町3番7号 アーバンエ  
 ース北浜ビル  
 N T Tファイナンス株式会社  
 お問い合わせ先関西支店  
 INFORMATION: 06-6233-5506



0217 001696 ADD610#

### お支払予定表

拝啓 貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。この度は、弊社をご利用頂きまして誠にありがとうございます。  
 この「お支払予定表」は、今後継続してお支払い頂くに当たりお客様のお支払管理として、ご利用願いたくご送付申し上げます。 敬具

契約番号 (管理番号)	代 表 物 件 名	取引種別	契約日	開始日	満了日
FS0007331-19-04557(00000)	ゼロックス複合機 DocuCentre- VIC2264	リース	2020年01月22日	2020年02月14日	2025年02月13日

リース料 消費税等 (別掲)	***** *****	お支払総額	***** *****	お支払回数
852,000 85,200	***** *****	937,200	***** *****	59回

引落金融機関	預金種別	口座番号	口座名義人
			コトウツツ

※お問合せの際は、上記の契約番号にてご照会下さい。

回数	年月分	お支払約定日	回取方法	リース料 消費税額等 (別掲)	消費税額等 (別掲)	お支払金額 消費税額等 (別掲)	備 考
1	2020/02	2020/03/25	口座振替	28,400 2,840	0 0	28,400 2,840	
2	2020/04	2020/04/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
3	2020/05	2020/05/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
4	2020/06	2020/06/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
5	2020/07	2020/07/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
	2020/08	2020/08/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
7	2020/09	2020/09/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
8	2020/10	2020/10/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
9	2020/11	2020/11/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
10	2020/12	2020/12/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
11	2021/01	2021/01/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
12	2021/02	2021/02/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
13	2021/03	2021/03/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
14	2021/04	2021/04/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
15	2021/05	2021/05/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
16	2021/06	2021/06/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
17	2021/07	2021/07/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
18	2021/08	2021/08/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
19	2021/09	2021/09/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
20	2021/10	2021/10/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
21	2021/11	2021/11/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	

回数	年 月 分	お支払約定日	回収方法	リース料		お 支 払 金 額 消費税額等 (別掲)	備 考
				消費税額等 (別掲)	消費税額等 (別掲)		
22	2021/12	2021/12/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
23	2022/01	2022/01/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
24	2022/02	2022/02/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
25	2022/03	2022/03/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
26	2022/04	2022/04/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
27	2022/05	2022/05/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
28	2022/06	2022/06/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
29	2022/07	2022/07/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
30	2022/08	2022/08/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
31	2022/09	2022/09/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
32	2022/10	2022/10/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
33	2022/11	2022/11/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
34	2022/12	2022/12/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
35	2023/01	2023/01/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
36	2023/02	2023/02/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
37	2023/03	2023/03/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
38	2023/04	2023/04/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
39	2023/05	2023/05/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
40	2023/06	2023/06/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
41	2023/07	2023/07/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
42	2023/08	2023/08/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
43	2023/09	2023/09/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
44	2023/10	2023/10/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
45	2023/11	2023/11/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
46	2023/12	2023/12/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
47	2024/01	2024/01/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
48	2024/02	2024/02/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
49	2024/03	2024/03/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
50	2024/04	2024/04/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
51	2024/05	2024/05/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
52	2024/06	2024/06/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
53	2024/07	2024/07/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
54	2024/08	2024/08/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
55	2024/09	2024/09/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
56	2024/10	2024/10/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
57	2024/11	2024/11/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
58	2024/12	2024/12/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
59	2025/01	2025/01/25	□座振替	14,200	0	14,200	
				1,420	0	1,420	
							以下余白

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

自民党兵庫

(五島 壮一郎)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・ <u>研修費</u> ・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
11	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである  3月分 16500円  4月分は、議員任期がR5.4.29までのため、  $16,500円 \times \frac{29日}{30日} = 15,950円$  $16,500円 + 15,950円 + 110 = 32,560円$ を 充当する。	共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明 別添活動報告書のとおり、全て政務活動にかかるものであるため
		備考 内外情勢調査会会費 (R5.3~R5.4)+手数料 (3/1 ~ 4/29)

払 込 金 受 入 票 (振込依頼書)

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

各票の記載事項に間違いのないことをお確かめください。

口座番号	001203	45104
加入者名	一般 内外情勢調査会 社団法人	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 3 3 0 0 0	
振込先	おところ・おなまえ 〒671-1111 兵庫県姫路市広畑区北河原町18-1 五島 壮一郎	
料 金	日 附 印	
備 考		

この受領証は、大切に保管してください。  
切り取らないでください。

口座番号	001203	45104
加入者名	一般 内外情勢調査会 社団法人	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 3 3 0 0 0	
振込先	おなまえ 〒671-1111 兵庫県姫路市広畑区北河原町18-1 五島 壮一郎 様	
料 金	110 円	日 附 印
備 考	5.4.23	

(ゆうちょ銀行)

(添付様式7)

# 活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	五島 壮一郎
-----	--------

活動名	内外情勢調査会 会費 (R5. 3. 1~4. 29)			
活動概要	<p>○会の活動内容 国内外の諸情勢について、知識の向上と理解の増進を図る講演会の開催。 月刊会報誌「J2TOP」の発行。</p> <p>○案分率 すべて政務活動に係るものであるため、100%を適用する。</p>			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	会費+手数料	32,560	11	令和5年3月1日~令和5年4月29日分 @15,000円×2ヶ月+消費税
		合計	32,560	
備考	*添付書類:			

\*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。  
\*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果⑧広報誌発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

5. 4. 20

〒671-1111

兵庫県姫路市広畑区北河原町18-1

五島 壮一郎

様

お客様番号 071-010031

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。  
送金手数料はお客様負担をお願いします。契約内容の問合せは右記まで。  
発行責任者 事務局長 松浦 秀治 連絡先 03-3546-7021  
事務担当者 東京事業推進部長 佐々木 昌巳 連絡先 03-3546-7037  
下記振込先の口座名義人は「一般社団法人内外情勢調査会」です。

下記の金融機関へお振り込み下さい。



### 請求書

五島 壮一郎

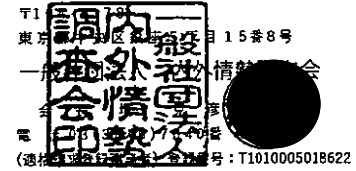
様

請求金額 33,000円  
(消費税等 3,000円を含む)

請求期間 令和 5年 3月~令和 5年 4月  
(支払期日 令和 5年 5月31日)

請求日

請求番号 4031704



種類	配信先 (敬称略)	数量	月数	請求金額
会費		10%	2	30,000
				30,000
				3,000

本会の会費は、昭和32年3月22日付国税庁長官通知により「支出した事業年度の損金に算入」することができます。  
この件についてのお問合せは、姫路支局 までお願い致します。(TEL:079-223-3135)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

自民党兵庫

(五島 壮一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <b>事務費</b> ・人件費	
12	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである  $\begin{array}{r} 8.655 \\ \Delta 750 \text{ (対象外経費)} \\ \hline 7,905 \end{array}$	案分率
		共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明
		備考
		事務用品+振込手数料 $\begin{array}{r} 7,905 \\ + 165 \\ \hline 8,070 \end{array}$



ゴトウソウイロウさまの振込内容は以下のとおりです。

受付番号：P振0426922180

2023年4月26日 11:35

## 振込内容

振込先



受取人名

タツミサンギ ヨウ(カ)

出金口座



振込依頼人

ゴトウソウイロウジムシヨ

電話番号

0792395841

合計引落金額

8,820円

振込金額

8,655円

手数料

165円

振込依頼日

2023年4月26日(水)

(資金引落日)

振込指定日

2023年4月26日(水)

お客様コード  
233900  
1117

〒671-1111  
兵庫県姫路市広畑区北河原町18-1

# 御 請 求 書

請求No. 810410-1



本社 姫路市飾磨区英賀甲1944-2  
TEL (079)234-9200 FAX (079)234-1580  
たつの市新宮町光都1丁目19番1号  
CSセンター TEL (0791)59-8070 FAX (0791)59-8075  
取引銀行

五島壯一郎事務所 御中

2023年04月20日

毎度ありがとうございます。

下記、請求明細の通り御請求申し上げますので、宜しく御査収下さい。

担 当
-----

前回御請求額	今回御入金額	繰越金額	今回御買上額	今回消費税額	税込御買上額	今回御請求額
1,923	1,923	0	7,869	786	8,655	8,655

日付	伝票No.	区	商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	注文No.・備考	出 荷 先
03/24	1764264	1	MONO消しゴム小1パック(5個)	1.00	個	171.00	171		
03/24	1764264	1	ペーパーレス[プリンタ兼用] マット紙・初付 A4 24面 56x30mm四辺余白角丸i冊(100シート)	2.00	個	3,198.00	6,396		
03/24	1764264	1	梱包装用クラフトテープ 50mm×50m 1巻	5.00	個	124.00	620		
			*** 消費税計 (10%) ***			税込金額	8,655		
						消費税額	786		
03/30	2316		振込入金				1,923		

取引区分 1.売上 2.返品 3.値引 4.N/C 5.その他

※は軽減税率対象

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)  
自民党兵庫  
(五島 壮一郎)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
13	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである  23-04-26 借 2,733 コップンタイ(SMF)	共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明 全て政務活動に係る記事であるため
		備考 新聞購読料(読売新聞) (4月分)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)  
自民党兵庫  
(五島 壮一郎)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
14	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである。  23-04-26 振替 4,150 337"52"1(SMF)	共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明 全て政務活動に係る記事であるため
		備考 新聞購読料(日本経済新聞)(4月分)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

自民党兵庫

(五島 壮一郎)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <span style="border: 1px solid black;">事務費</span> ・人件費	
15	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである  23-04-27 振替 1,980 AP(ハ-フイクトゥ)	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
		案分率
		備考 インターネット接続料(フレッツ光プラン)

ようこそ、五島壮一郎様

▶ トップ

お客様情報

各種サーバ設定

ご利用明細一覧です。

▶ 接続プラン

▶ メールプラン

▶ レンタルサーバプラン

ご利用料金

▶ ご利用明細

▶ IP電話明細

お客様基本情報

▶ OCCパスワード変更

ご契約内容

▶ 設定情報

[印刷ソフトダウンロード](#)

検索条件

請求書番号	d2023030065279		
ご請求日	~	(YYYY/M/D)	
お支払方法	▼		
お支払期限	~	(YYYY/M/D)	

上の条件で検索した結果を [表示する](#)

ご利用明細一覧

[1]

請求書番号	お支払方法	ご請求日	お支払期限	ご請求金額	ご入金状況
d2023030065279	口座振替	2023/03/31	2023/04/27	1,980	ご入金済 <a href="#">明細</a>

[1]



領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

自民党兵庫

(五島 壮一郎)

整理番号	使 途 項 目		
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <b>事務費</b> ・人件費	
16	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである	案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明
		備考	NTTコミュニケーションズ(メール、セキュリティ利用料)
<p style="text-align: center;"><b>領収証(Receipt)</b></p> <p>ご請求番号 R107061178</p> <hr/> <p>お客さま氏名 五島壮一郎事務所 様</p> <hr/> <p>金 額 2023 年 4 月分 ¥5148</p> <p>うち、消費税相当額 ¥468</p> <p>NTTコミュニケーションズ株式会社 ビルディングカスタマセンタ 料金お問合せ先 0120-047128</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p style="text-align: center;">収入印紙貼付欄</p><p style="text-align: center;">領収日付印</p><p style="text-align: center;">郵便局は収入印紙不要 (お客さま)</p></div>			



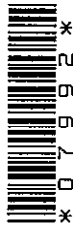


NTTコミュニケーションズ株式会社



ビルングカスタマセンタ

TEL 0120-047128  
791-8013  
松山市山越3丁目15番15号  
NTT山越ビル



社用コード BH1111311003 07992 07992 00

NTTコミュニケーションズ料金請求書  
(NTTCommunications-Bill)

671-1111

兵庫県姫路市広畑区 北河原町18-1

五島壮一郎事務所 様



社用コード 0423-1-##-0706-R1-1178

2023年 4月 17日発行

適格請求書等保存方式(インボイス制度)について

2023年10月から開始の適格請求書等保存方式(インボイス制度)についてはWebサイトでご案内します。 ※内容は順次更新いたします。

[www.ntt.com/billing/invoice](http://www.ntt.com/billing/invoice)

日ごろ、NTTコミュニケーションズをご利用いただきましてありがとうございます。  
裏面のお支払い場所にこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。

料金お問合せ先 ※電話番号はお間違えのないようご注意ください  
ビルングカスタマセンタ [www.ntt.com/b-charge](http://www.ntt.com/b-charge)  
0120-047128 受付時間 (平日) 9:00~17:00

ご請求番号	ご請求年月	ご請求額 (Charge)	お支払期限 (Due Date)
R107061178	2023年 4月分	5,148円	2023年 5月 1日
ご請求の内訳	金額 (円)	お知らせ	
NTTコミュニケーションズご利用分	5,148	うち消費税相当額は、468円です	

●お支払期限後に支払われた場合は、年14.5%(1日当たり約0.04%)の延滞利息をお支払いいただく場合もあります。

↓下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。

# ご利用料金の内訳

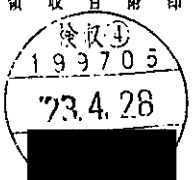
ご請求番号 R107061178	ご請求年月 2023年 4月分
---------------------	--------------------

回線番号 / 料金内訳名	金額 (円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
H151004882 ・NTTコミュニケーションズご利用分 [ホスティングサービス]			
基本額メール&ウェブ ビジネス	2,780	合算	3月 1日～ 3月31日 ライトプランご利用です
加算額メールセキュリティ利用料	1,900	合算	3月 1日～ 3月31日
消費税相当額 (合計)	468		消費税率により算出した消費税相当額をこの項目に表示しています 合算表示の料金を合計した金額に10%を乗じて算出しています
(内訳) 消費税相当額 (合算) 10%	( 468)		
(小計)	5,148		
(合計)	5,148		



領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)  
自民党兵庫  
(五島 壮一郎)

整理番号	使 途 項 目						
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <b>事務費</b> ・人件費						
17	<p>本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである</p> <div data-bbox="558 784 813 1646" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 五島壮一郎事務所 様</p> <p>お客様番号 4610-0869-80996</p> <p>2023年 4月ご請求分 金額(円) ¥19,201-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領 収 日 附 印              収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p> </div>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">案分率</td> <td>共通案分率 50%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分 % 案分の説明</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>NTTファイナンス(事務所 電話代)(3/1~3/31)</td> </tr> </table> <div style="text-align: right;"> <p>19,201</p> <p>△ 22 (ナビダイヤル)</p> <hr/> <p>19,179 × 50%</p> <p>= 9,589円を充当</p> </div>	案分率	共通案分率 50%	それ以外の案分 % 案分の説明	備考	NTTファイナンス(事務所 電話代)(3/1~3/31)
案分率	共通案分率 50%						
	それ以外の案分 % 案分の説明						
備考	NTTファイナンス(事務所 電話代)(3/1~3/31)						

請求書 (西日本ご利用分)

671-1111  
姫路市広畑区北河原町18-1

郵便区内特別



NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

五島壮一郎事務所 様

発行年月日 2023年 4月17日発行  
発行会社 差出：NTTファイナンス (株)  
東京都港区港南1-2-70  
お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
【還付先】  
〒536 大阪市城東区森之宮1-6  
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F  
社用コード M20021111007 00654 00654 00 J  
61 000000 1 0 23040301J



023042101043203290



00654

Webでのお問い合わせ先



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。 ( 1 / 3 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-3944-6875 4610-0869-80996	2023年 4月ご請求分	19,201円	2023年 5月 1日 (月)

お知らせ

[NTTファイナンスからのお知らせ]



( 2 / 3 ページ)

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-3944-6875	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-0869-80996)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-3944-6875 ◇NTT西日本ご利用分	19,179		
	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	合 算
	-1,790	光もつともつ割	合 算
	1,300	ひかり電話オフィスタ입 (基本料)	合 算
	1,200	ナンバー・ディスプレイ使用料	合 算
	500	ボイスワープ使用料	合 算
	1,200	複数チャネル使用料	合 算
	300	追加番号使用料	合 算
	4,464	ひかり電話 (通話料)	合 算
	4,704	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	合 算
	8	ユニバーサルサービス料他	合 算
	100	発行手数料	合 算
	50	収納手数料	合 算
	1,743	消費税等相当額 (合計)	合 算
◇NTTコミュニケーションズご利用分			
◇NTT西日本 (小計)	19,201	(小計)	

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。  
[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/ga/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/ga/)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M20021111007 00654 00654 (

お客様請求番号 BILLING NUMBER	00-3944-6875	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
---------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-0869-80996)

\*CC00100026154000V\*

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 TAX
◇合計 19,201	19,201	合計	

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

自民党兵庫

(五島 壮一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人件費</span>	
18	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである  議員任期が R5. 4. 29 までのため、  $150,000 \times \frac{29日}{30日} = 145,000円 \times 50\%$ $= 72,500円 を 充 当 額$	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
		案分率
		備考
		政務活動補助職員 人件費

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

令和 5 年 4 月分		氏名						
日	曜日	祝日	定時勤務			備考(時間外勤務等)		
			開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1	土		9:00	17:00	1:00	7:00		
2	日							
3	月		9:00	17:00	1:00	7:00		
4	火		9:00	17:00	1:00	7:00		
5	水		9:00	17:00	1:00	7:00		
6	木		9:00	17:00	1:00	7:00		
7	金		9:00	17:00	1:00	7:00		
8	土		9:00	17:00	1:00	7:00		
9	日							
10	月		9:00	17:00	1:00	7:00		
11	火		9:00	17:00	1:00	7:00		
12	水							
13	木		9:00	17:00	1:00	7:00		
14	金		9:00	17:00	1:00	7:00		
15	土							
16	日							
17	月		9:00	17:00	1:00	7:00		
18	火		9:00	17:00	1:00	7:00		
19	水							
20	木		9:00	17:00	1:00	7:00		
21	金		9:00	17:00	1:00	7:00		
22	土							
23	日							
24	月		9:00	12:00		3:00		
25	火		9:00	17:00	1:00	7:00		
26	水							
27	木		9:00	17:00	1:00	7:00		
28	金		9:00	12:00		3:00		
29	土	祝						
30	日							
計				(A)		125:00	(B)	

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

五島 壮一郎



【総支給額の計算】

①時給の計算	(A)	× 単価	=	円(D)
①月額の場合			支給額	= 150,000 円(D)
②時間外勤務手当等	(B)	× 単価	=	円(E)
③交通費等	(C)	× 単価	=	円(F)
④総支給額			(D)+(E)+(F)	= 150,000 円(G)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(G)- 2,110 (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 147,890 円(H)

¥ 147,890 円(H)

左記金額を確かに領収致しました。

令和 5 年 4 月 28 日

住所

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○給与	145,000		72,500	
○保険料等雇用主負担額				
○政務活動費充当額の計				


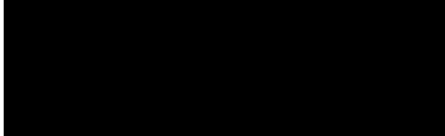
総支給額(G) = 150,000 × 案分率 50% = 75,000 円(I)

総額 × 案分率 = 72,500 円(J)

(I)+(J) = 75,000 円

(添付様式 8)

## 雇 用 契 約 書

ふりがな	
氏 名	
現 住 所	
下記の条件で契約します	
雇用期間	平成 30 年 8 月 6 日から (特に期間の定めなし)
雇用形態	正規職員
就業場所	姫路市広畑区北河原町 18-1 五島壮一郎事務所
仕事内容	政務活動に係る補助業務及びその他業務
就業時間 (休憩時間)	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで 但し、業務の都合上就業時間を変更する場合がある。 (休憩時間は適宜。1 日 1 時間とする。)
休 日	水・土・日・祝祭日、夏季休暇、年末及び年始 (臨時出勤あり)
給与(賃金)	月額 150,000 円
給与支払	毎月分を末日に現金にて支払い
給与振込先	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。	
平成 30 年 8 月 6 日	
雇用者	兵庫県議会議員 五島壮一郎 
被雇用者	



領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

自民党兵庫

(五島 壮一郎)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
19	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである	案分率
		共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明
		備考
		政務活動補助職員 人件費

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

令和 5 年 4 月分		氏名							
日	曜日	祝日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
			開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土								
2	日								
3	月		9:00	18:00	1:00	8:00	18:00	19:30	1:30
4	火		9:00	18:00	1:00	8:00			
5	水		9:00	18:00	1:00	8:00	18:00	19:30	1:30
6	木		9:00	18:00	1:00	8:00	18:00	19:30	1:30
7	金		9:00	18:00	1:00	8:00			
8	土		9:00	18:00	1:00	8:00			
9	日								
10	月		9:00	18:00	1:00	8:00	18:00	19:30	1:30
11	火		9:00	18:00	1:00	8:00			
12	水		9:00	18:00	1:00	8:00	18:00	19:30	1:30
13	木		9:00	18:00	1:00	8:00	18:00	19:30	1:30
14	金		9:00	18:00	1:00	8:00			
15	土		9:00	16:00	1:00	6:00			
16	日								
17	月		9:00	18:00	1:00	8:00	18:00	19:30	1:30
18	火		9:00	18:00	1:00	8:00			
19	水		9:00	18:00	1:00	8:00	18:00	19:30	1:30
20	木		9:00	18:00	1:00	8:00	18:00	19:30	1:30
21	金		9:00	18:00	1:00	8:00			
22	土								
23	日								
24	月		9:00	18:00	1:00	8:00	18:00	19:30	1:30
25	火		9:00	18:00	1:00	8:00			
26	水		9:00	18:00	1:00	8:00	18:00	19:30	1:30
27	木		9:00	18:00	1:00	8:00	18:00	19:30	1:30
28	金		9:00	18:00	1:00	8:00			
29	土	祝							
30	日								
計					(A)	174:00		(B)	18:00

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

五島 壮一郎



【総支給額の計算】

①時給の計算	(A)	174:00 × 単価	960	=	167,040 円(D)
①'月額の場合			支給額	=	円(D)
②時間外勤務手当等	(B)	18:00 × 単価	1,200	=	21,600 円(E)
③交通費等	(C)	× 単価		=	円(F)
④総支給額				(D)+(E)+(F)	188,640 円(G)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(G)-	5,283 (所得税・住民税、保険料本人負担額)	=	183,357 円(H)
------	--------------------------	---	--------------

¥ 183,357 円(H)

左記金額を確かに領収致しました。

令和 5 年 4 月 28 日

住所

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○給与	総支給額(G)	188,640 × 案分率	50%	=	94,320 円(I)
○保険料等雇用主負担額	総額	× 案分率		=	円(J)
○政務活動費充当額の計			(I)+(J)	=	94,320 円

(添付様式 8)

## 雇 用 契 約 書



ふりがな	[Redacted]
氏 名	
現 住 所	
下記の条件で契約します	
雇用期間	令和 3 年 10 月 1 日から (特に期間の定めなし)
雇用形態	パートタイム
就業場所	姫路市広畑区北河原町 18-1 五島壮一郎事務所
仕事内容	政務活動に係る補助業務及びその他業務
就業時間 (休憩時間)	午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分までの間の実働時間 (休憩時間は適宜。1 日 1 時間とする。)
休 日	土・日・祝日 (臨時出勤あり)
給 与 (賃 金)	時給 930 円 但し、1 日 8 時間週 40 時間を超える所定時間外労働については 25% の 割増賃金を加算する
給与支払	毎月分を末日に現金にて支払い
給与振込先	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。	
令和 3 年 10 月 1 日	
雇 用 者	兵庫県議会議員 五島 壮一郎 [Redacted]
被雇用者	[Redacted]

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

自民党兵庫

(五島 壮一郎)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
20	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである	共通案分率 25%
		それ以外の案分 % 案分の説明
		備考
	<p style="text-align: center;">  納品書 (領収書)</p> <p>いつもご利用ありがとうございます。</p> <p>平野石油株式会社 セルフステーション姫路SS 兵庫県姫路市延未467-6 TEL:079-286-8838 SS-51405</p> <p>2023年04月28日 19:34 伝票No.1275 通番2730</p> <p>VISA 様 お買上 VISA</p> <p>0200 レギュラー P17 ¥7636 数量 50.57(L) 単価 @151</p> <hr/> <p><b>合計 ¥7,636</b> (内消費税10%(対象 ¥7636) ¥694) 承認No.0000772072 処理通番 25968 端末番号:6585300000000 IC サイクル ATC:0051 カードケース番号:01 APL:VISACREDIT AID:A0000000031010 5152-5155 06 2023/04/28 レシートを折りたたんで保管の際は 印字面が内側になる様をお願いします</p>	

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

自民党兵庫

(五島 壮一郎)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <span style="border: 1px solid black;">事務費</span> ・人件費	
21	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである  14.666 △ 4.400 (対象外経費) ----- 10.266 × 25% = 2.566円を充当する。	共通案分率 25% それ以外の案分 % 案分の説明
		案分率  備考 携帯電話料金(3月分)
5--5--1 振替 *14,666 ドコモ携帯		









領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

自民党兵庫

(五島 壮一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <b>事務費</b> ・人件費
22	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
		備考 複合機カウンター料 (3/1~3/31)

請 求 書

発行日：2023年04月04日  
請求書番号：830403-0089556

五島壮一郎事務所

様

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン



今回ご請求額 10,866円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。  
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号：3307811153 電話：0120-069-840

お支払約束日	2023年05月08日
お支払方法	口座振替(SMBCファイナンス)
金融機関名	
本・支店名	
預金種目/口座番号	
指定口座名	上記、お支払約束日に口座より引落しさせていただきます。

料金項目/品名	期間/製品NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)
トータルサービス料金	2023/03/01-2023/03/31				9879
黒モード	1カウント以上	3046	1.50	4569	
フルカラー	1カウント以上	354	15.00	5310	
ご使用合計		3400			
【代金/料金合計】					9879
【消費税および地方消費税(10%)】					987
【今回ご請求額】					10866
※ご利用機種/機械番号:DocuCentre-VI C2264 CPFS-4T 238497					
1 (今回) (前回) (テスト) (ミス)	2023/03/01-2023/03/31				
1 (66999) (63922) (0) (31)	設置先				五島壮一郎事務所
2 ( ) ( ) ( ) ( )	部門名				営業
3 (15304) (14946) (0) (4)					

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

自民党兵庫

(五島 壮一郎)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <span style="border: 1px solid black;">事務所費</span> ・事務費・人件費	
23	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである  52,140 △ 10,230 (対象外経費) ----- 41,910  議員任期が R5.4.29 までのため、 $41,910円 \times \frac{29日}{30日} = 40,513円 \times 50\%$ $= 20,256円$ を 充当する。	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
		事務所プレハブリース代(4/1~4/29)
		備考

ゴトウソウイチサマの振込内容は以下のとおりです。

受付番号：P振0508909351

2023年5月8日 08:50

## 振込内容

振込先



受取人名

マルイチ(カ)

出金口座



振込依頼人

ゴトウソウイチサマ

電話番号

0792395841

合計引落金額

52,140円

振込金額

52,140円

手数料

0円

振込依頼日

2023年5月8日(月)

(資金引落日)

振込指定日

2023年5月8日(月)

# 請 求 書



マルイチ株

営業本部

姫路市打越1452



No. 1

〒

姫路市

五島壯一郎事務所 ㊟

御中

B018552-1001230430 -H1MEH3432021021230425

営業本部 TEL 079-266-1001 (内)  
 神戸支店 TEL 078-755-5701 (内)  
 神戸営業所 TEL 078-917-5552 (内)  
 阪神営業所 TEL 072-795-0850 (内)

岡山支店 TEL 086-282-8666 (内)  
 津山営業所 TEL 0868-29-6950 (内)  
 鳥取営業所 TEL 0857-54-1318 (内)  
 米子営業所 TEL 0859-39-3601 (内)  
 東広島営業所 TEL 082-433-0140 (内)

下記の通りご請求申し上げます。

前月請求額	御入金額	値引・他	前月残高	当月売上高	消費税額	当月合計請求額
				47,400	4,740	52,140

23年 4月 30日 締

請求書 No. B01855223043025  
1001

請求内訳 (現場名)	金額	消費税	合計金額
(1001) 事務所<リース>	47,400	(10%) 4,740	52,140
御請求金額			52,140

長	営業担当	係

万一ご入金と行き違いの場合は、ご容赦願います。

(振込銀行)



弊社使用欄	01188
30 2 30	1 CLPH1H07

# 請求明細書



現場名(1001)事務所<リース>

御中

23年 04月 30日締

営業本部

TEL 079-266-1001  
FAX 079-266-2994

品名	月日	伝票No.	納品数	戻り数	残数	期間			使用料・その他			基本料		備考	
						(自)	(至)	日数	計算数	単価	金額	単価	金額		
ユニットハウス403本体	3/31		1(5)			4/01	4/30	30	5	210	31500				
*次月繰越*					5										
ハウス用庇1800	3/31		1(3)			4/01	4/30	30	3	30	2700				
*次月繰越*					3										
キッチンユニット(富)	3/31		1(1)			4/01	4/30	30	1	130	3900				
*次月繰越*					1										
ハウス用カギ	3/31		1(6)			4/01	4/30	30	6						
*次月繰越*					6										
[Redacted Area]															
*次月繰越*					1										

- 【区分】 1:繰越 5:使用不能 9:運賃・作業
- 2:納品 6:滅失 10:その他
- 3:返納 7:買取 11~14:住宅足場
- 4:修理 8:販売 16:工賃

【伝票No】 N: 納品伝票  
H: 返納伝票

長	営業担当	係
	●	

弊社使用欄

	使用料	基本料	運搬手数料	販売その他	計
小計	47,400				47,400
当月請求額	47,400				47,400

C018552-1001230430 -H1MEH3432021021230425  
30 2 30

1 CLPH1H08 01188  
01188

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

自民党兵庫

(五島 壮一郎)

整理 番号 24	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	

**電気料金振込票**

お振込人  
五島 壮一郎 様  
お客さま番号  
23815419103009  
日程所番号

年月 5/4  
金額 24,958

収納印  
235.10

被振込人  
関西電力  
(取扱店控え)

**電気料金振込受領証(兼請求書)**

いつもご利用いただきありがとうございます。

おなまえ 五島 壮一郎 様 5年 4月分

お客さま番号 23815419103009 ご請求金額 24,958 円

ご使用期間 3月23日~ 4月24日 消費税等相当額(再掲) 2,268 円

契約種別 31 681 17,210  
51 219 7,748

ご使用場所 姫路市広畑区北河原町18-1

燃料費調整額 -4283.94 円  
再エネ促進賦課金 3,104 円

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限日 5月25日 金融機関取扱い期限日 5月25日

本票は、6月6日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

神戸料金センター 電話番号 0800-777-8810 (お客さま控え)

被振込人 関西電力 本書により集金員が収納することはありません。

お客さま番号 23815419103009 今回検計日 4月25日 次回検計日 5月26日

供給地点特定番号 0602381541910300910000  
0602381541910300920000

ご請求合計金額 24,958 円 ご使用期間 3月23日~ 4月24日

ご契約種別1 従量電灯A 17,210 円

当月ご使用量 681 kWh  
ご参考 304 kWh  
前年同月ご使用量 (期間 3月24日~ 4月24日)

当月指示数 04311.3  
取付指示数 04085.7  
取替後使用量 226 kWh  
取替前使用量 455 kWh

(内 訳)		円	銭	(内 訳)	円	銭
最低料金	408	21		再エネ促進賦課金	2,349	00
1段料金	2,132	55		消費税等相当額再掲	1,564	00
2段料金	4,627	80				
3段料金	10,934	70				
燃料費調整額	-3,241	50				

計器番号 138  
4月8日 計器取替

ご契約種別2 低圧電力 7,748 円  
ご契約 5kW 力率 90%

当月ご使用量 219 kWh  
ご参考 129 kWh  
前年同月ご使用量 (期間 3月24日~ 4月24日)

当月指示数 17609.1  
前月指示数 17390.0

(内 訳)		円	銭	(内 訳)	円	銭
基本料金	5,473	05		再エネ促進賦課金	755	00
力率修正額	-273	85		消費税等相当額再掲	704	00
その他料金	2,836	05				
燃料費調整額	-1,042	44				

計器番号 866

共通案分率 50%

それ以外の案分 %

案分の説明

事務所 電気料金(3/23~4/24)

備考

金相当額(再掲)	6,142 円
うち賠償負担金相当額	
及び廃炉円消化負担金相当額	163 円44 銭
(参考) 託送料金相当額(再掲)	1,975 円
うち賠償負担金相当額	
及び廃炉円消化負担金相当額	52 円56 銭

※託送料金相当額は、低圧託送料金平均単価を基に算定した参考値です。

5年 4月分 ご請求に関するお知らせ

電気料金領収済のお知らせ

ご契約種別		
年 月 分		
領 収 金 額	*****	*****
消費税等相当額(再掲)		
ご使用期間		
ご使用量		
振 替 日		

口座名義

店 舗

口座番号

印紙税申告納付につき北税務署承認済

◎口座振替による領収の場合、お客さま情報保護の観点から、ご口座情報につきましては、お客さまからのご希望がある場合のみ記載しております。なお、その場合でも、口座番号の一部を非表示とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

<ご使用場所> 姫路市広畑区北河原町18-1

単 価 名 称	月 分	従量電灯A		低圧電力
		最初の15kWh	15kWhをこえる1kWhにつき	1kWhにつき
燃 料 費 調 整	当月分	-71 円34 銭	-4 円76 銭	-4 円76 銭
	翌月分	-71 円34 銭	-4 円76 銭	-4 円76 銭
再エネ発電促進賦課金	当月分	51 円75 銭	3 円45 銭	3 円45 銭